

3 水とみどりあふれる快適のまちづくり

(1) 自然環境・歴史的景観

施策の視点

市民と行政の協働により、自然環境保全や歴史的景観の形成を図ります。

現状と課題

- 吉備高原の南端から岡山平野の北部地域に位置する本市では、両地で生息する動植物が見られます。これら自然環境の保護を進めるためには、市民参加による自然保護活動の拡充や自然環境調査、市民意識の高揚に関する取組を推進する必要があります。
- 都市化の進展等によって、自然環境の破壊が懸念されており、開発と保全の調和のとれた計画的な土地利用に努める必要があります。また、開発や施設整備においては、周辺の環境や景観に配慮した整備に努める必要があります。
- 歴史的景観の修景整備による魅力向上や、地域資源を活用した総社市らしい景観づくりを推進する必要があります。
- 自然環境の保全や動植物の保護等を進めていくために、自然環境調査や市民参加による自然保護活動の拡充、市民意識の高揚に関する取組も積極的に推進していく必要があります。

自然環境関連の地域指定状況

おかやま自然百選	ヒイゴ池湿地	県郷土記念物	御前神社の樹林
	吉備路風土記の丘		水内八幡の森
	豪渓		高間熊野神社の森
	鬼ノ城		
	角力取山の大松		

基本方針

- ◆本市の豊かな自然環境の保全と健全な生態系の維持に努めます。
- ◆古代吉備文化の薫る歴史的景観の保全と活用を推進します。
- ◆地域資源を活用し、総社市らしい景観づくりを推進します。
- ◆自然環境の保全に配慮した整備や事業の推進に努めます。

めざすまちの姿

豊かな自然環境と歴史的景観に包まれた、うるおいとやすらぎに満ちたまち

めざすまちの姿を達成するための施策

主要施策	概要
優れた自然環境の保全	▶ 県立自然公園の自然環境の保全 ▶ 自然生態系の保全 ▶ *希少生物の保護 ▶ 動植物の実態調査とデータベース化 ▶ 市民による自主的な自然保護運動の推進
歴史的景観の保全と活用	▶ 歴史的景観の保全と修景整備
地域資源や地域特性を活かした景観づくり	▶ *景観作物の育成等による個性豊かな景観形成 ▶ 景観形成による歴史的資源の魅力向上
自然保護や環境に配慮した事業の推進	▶ 自然環境との調和に配慮した土地利用 ▶ 開発行為等への的確な指導・助言 ▶ 自然環境保全についての意識高揚

施策の目標

目標	現状値	中間値 (H25)	目標値 (H27)
自然環境啓発事業参加者数	201人	225人	250人

協働に向けた役割

- 市民** 自然保護運動等のボランティア活動への参加
- NPO等** 自然保護運動等のボランティア活動のリード
- 企業等** 自然保護運動等のボランティア活動への参加の支援
- 行政** 歴史的景観の保全・修景整備、自然保護・環境保全への取組など

(2) 住宅

施策の視点

快適性や安全性に配慮した住宅供給の促進や住宅地整備を推進します。

現状と課題

- 本市には、県営住宅、市営住宅、雇用促進住宅等の公共住宅が整備されているほか、高層マンションをはじめとする民間開発による住宅も多数立地しています。
- 市営住宅については、昭和54年度以前の住宅が461戸あるなど、老朽化が目立つ住宅団地も見られます。
- 平成19年現在の本市の住宅総数は20,875戸で、このうち耐震性を満たす住宅は11,905戸（約57%）、耐震性が不十分な住宅は8,970戸（約43%）と推計されています。
- 市民の生活水準の向上や生活様式の変化等から、住宅に対する質への関心が高まっているほか、地震に対する安全性や防犯性能に対する関心も高まりを見せています。
- 高齢化が進む中、バリアフリー住宅の必要性が高まっているほか、エコ住宅などの環境にやさしい住宅も普及しつつあり、こうした点も考慮した質の高い民間住宅が建築されるよう働きかけることが求められます。
- *総社市都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づき、適正な住宅地の誘導を図るとともに、既存住宅地を含めて快適で住みよい住環境の形成を推進する必要があります。

住宅の所有関係別の一般世帯数

区分	一般世帯	住宅に住む一般世帯					住宅以外に住む一般世帯
		持ち家	公営・公団公社の借家	民営の借家	給与住宅	間借り	
平成12年	21,626世帯	15,491世帯	1,034世帯	4,063世帯	596世帯	166世帯	276世帯
平成17年	22,708世帯	16,048世帯	1,038世帯	4,759世帯	370世帯	103世帯	390世帯

資料：国勢調査

基本方針

- ◆土地区画整理事業や民間活力の導入等により、良質で多様な住宅地の供給を図ります。
- ◆高齢化社会に対応した快適で安全な住宅の建築を誘導します。
- ◆地震等の災害に強い住宅の整備を推進します。
- ◆市営住宅については、居住環境が向上するよう適正な管理に努めます。

めざすまちの姿

質の高い住みよい住宅の確保により、安心して快適に暮らせるまち

めざすまちの姿を達成するための施策

主要施策	概要
住宅の安全性の向上	▶既存住宅の耐震化促進 ▶*バリアフリー化の推進 ▶住宅相談の充実 ▶住宅に関する情報提供の充実 ▶危険地域に立地する住宅の移転促進
質の高い民間住宅の誘導	▶良質で環境と共生する持家や賃貸住宅の建築誘導
良好な住宅地の形成	▶土地区画整理事業等による良好な住宅地の形成 ▶自然環境と調和した住宅地整備 ▶既成住宅地の居住環境の改善
市営住宅の適正管理	▶市営住宅の適切な管理及び計画的な修繕

施策の目標

目標	現状値	中間値 (H25)	目標値 (H27)
*長期優良住宅建築等計画認定件数累計	55件	350件	500件
戸建住宅改築・建替件数累計	128件	370件	500件

協働に向けた役割

- 市民** 住環境に関するルールの遵守
- NPO等** 市営住宅の管理への支援など
- 企業等** 従業員の住宅取得・賃貸に対する支援など
- 行政** 住みよい居住環境づくりの推進、市営住宅の管理運営など

3

水とみどりあふれる快適のまちづくり

(3) 上水道・水資源

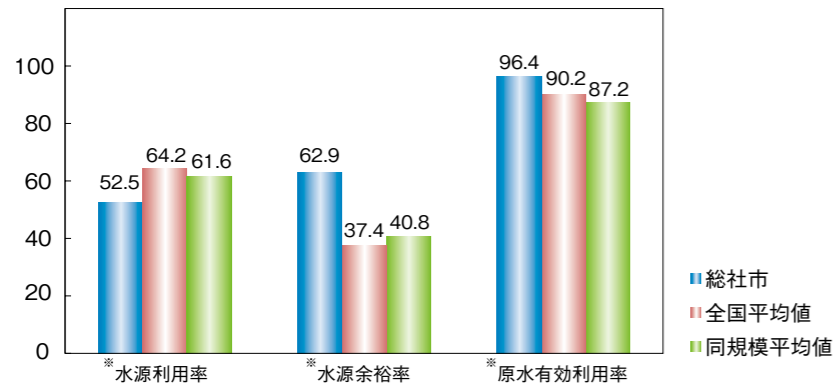
施策の視点

水環境の保全や計画的な水道事業を推進します。

現状と課題

- 本市の水道事業は、1つの上水道事業と3つの*簡易水道事業から構成されています。市内の道路等に埋設している配水管等の延長は約678kmで、平成22年3月現在の水道普及率は94.1%となっています。
- 本市は、自己水源の確保に加えて、*岡山県広域水道企業団に参画し、応分の負担をして広域的な水資源の確保に努めていますが、今後も安定供給のために水源水量の十分な確保が必要です。
- 本市の水道事業は昭和30年創設で、歴史的に古いため、老朽化施設が多数あります。このため、既施設・配水管の布設替えや改良事業、耐震化が必要となっています。
- *簡易水道については、昭和簡易水道の統合を実施中ですが、その他の*簡易水道についても、効率面から統合を図る必要があります。
- 水質汚染の原因となる耐塩素性病原生物*クリプトスポリジウムの対策を実施しており、今後も継続して取り組んでいく必要があります。
- 上水道事業及び*簡易水道事業の給水区域外となる小規模集落については、*小規模区域給水施設の設置を支援する必要があります。

(%) ■ 上水道の水源水量の状況



資料：総社市水道ビジョン
(平成20年3月31日現在)

基本方針

- ◆水道利用者に安心しておいしい水道水を供給するために、水質管理体制の強化を図ります。
- ◆良質な水の安定供給や水の安全性確保を図るため、施設整備や老朽管の布設替え等を計画的に進めます。
- ◆*簡易水道事業の経営の効率化を図るため、上水道事業への経営の統合を進めます。
- ◆将来にわたって水の安定的供給を図るため、水資源の確保に努めます。
- ◆事業経営の効率化を図るとともに、水の有効利用に関する市民意識の啓発等に努めます。

めざすまちの姿

安全・安心でおいしい水が安定的に供給され、健康的な暮らしが営まれるまち

めざすまちの姿を達成するための施策

主要施策	概要
水質管理体制の強化	▶*クリプトスポリジウム対策としての*紫外線処理設備の設置 ▶取水井における水質の管理 ▶鉛製給水管の更新
水道施設等の整備	▶老朽化施設・老朽管の更新 ▶施設劣化診断及び耐震診断の促進 ▶耐震管への改良 ▶*小規模区域給水施設設置補助
*簡易水道の整備及び上水道への統合	▶未普及地区の解消のための昭和*簡易水道の整備及び上水道への統合
水資源の確保	▶水源のかん養 ▶地下水の保全 ▶受水施設の整備
水道事業への理解、啓発活動の展開	▶水道事業の周知徹底 ▶水道料金の適正化

施策の目標

目標	現状値	中間値 (H25)	目標値 (H27)
*岡山県広域水道企業団からの受水に伴う配水本管の新設割合	43%	65%	75%
鉛製給水管取替工事完了率	42%	75%	90%
未普及地の解消 給水普及率	94.5%	95.5%	95.8%

協働に向けた役割

- 市民** 水道事業や水の有限性への理解など
- NPO等** 市民意識の高揚に関する支援など
- 企業等** 工業用水回収率の向上、水資源の有効利用など
- 行政** 水道施設の整備・充実、水資源の確保、経営の合理化など

(4) 下水道

施策の視点

地域の実状に即した、計画的かつ効果的な下水道整備を推進します。

現状と課題

- 本市の下水道事業は、公共下水道4か所（美袋、山手、清音、総社地区）と12か所の農業集落排水事業から構成されています。
- 平成22年3月末現在の汚水処理施設整備率は約84%であり、今後も計画的な整備を推進する必要があります。
- 既存の処理施設については、適切な維持管理を行うとともに、一定の年数を経た施設の長寿命化診断を行い、計画的な改築更新を図る必要があります。
- 農業集落排水事業については、長寿命化や水洗化等を計画的に推進する必要があります。
- 近年、都市型水害が発生していることから、中原川の雨水渠等の整備・推進が求められます。
- 公共下水道事業や農業集落排水事業の計画区域以外の地域においては、浄化槽整備の促進を図る必要があります。
- 下水路等は、衛生面も考慮し、今後も清掃活動の推進と施設の整備・充実を図る必要があります。

汚水処理施設の整備状況

住民基本台帳人口	整備区分						合計④ (①+②+③)		合計⑤ (④+民間設置分)	
	下水道①		集落排水②		合併処理浄化槽等③					
	処理人口	整備率	処理人口	整備率	処理人口	整備率	処理人口	整備率	処理人口	整備率
66,486人	36,877人	55.5%	6,293人	9.5%	9,169人	13.8%	52,339人	78.7%	55,962人	84.2%

資料：水道部下水道課（平成22年3月31日現在）

基本方針

- ◆安全で快適な生活環境の確保や公共用水域等の水質の保全を図るため、計画的かつ効果的な下水道整備を推進し、施設の適正な維持管理並びに長寿命化を図ります。
- ◆市民の協力のもと、水洗化の推進や浄化槽の普及、下水路の清掃活動の充実等を推進します。

めざすまちの姿

衛生的で快適な生活環境が創造され、美しくうるおいのあるまち

めざすまちの姿を達成するための施策

主要施策	概要
公共下水道事業等の推進	▶事業認可区域内の計画的な整備・推進 ▶総社下水処理場の水処理施設の増設 ▶既存施設の長寿命化・改築更新 ▶雨水渠の計画的整備
水洗化の向上	▶公共下水道・農業集落排水施設への接続への啓発やPR
浄化槽の普及	▶浄化槽整備の促進 ▶啓発や補助制度についてのPR
下水路等の整備	▶都市下水路の改良 ▶市民参加による清掃活動の充実

施策の目標

目標	現状値	中間値 (H25)	目標値 (H27)
公共下水道事業認可区域内の整備率	87.3%	91.4%	95.6%
浄化槽人口普及率	22.0%	22.7%	23.5%
公共下水・集落排水・浄化槽合わせての水洗化率	81.4%	85.1%	88.7%

協働に向けた役割

- 市民** 公共下水道・農業集落排水施設への接続、浄化槽の設置、清掃活動等ボランティア活動への参加など
- NPO等** 清掃活動等ボランティア活動のリードなど
- 企業等** 工場からの排水浄化、水資源の有効利用など
- 行政** 公共下水道事業等の計画的な推進など

3 水とみどりあふれる快適のまちづくり

(5) 公園・緑地

施策の視点

身近な公園・広場の整備や緑化を推進します。

現状と課題

- 本市の都市公園の整備状況は、平成22年7月末日現在において59か所、総面積は42.93haとなっています。市民一人あたりの都市公園面積は6.4㎡ですが、全国平均値と比較すると、十分な面積ではありません。
- 公園・緑地・水辺は、良好な風致や景観を備えた地域環境を形成して、うるおいのある生活環境をもたらすとともに、スポーツやレクリエーション活動を行う場として、また、公害や災害の緩和、避難・救援活動の場として、市民生活に必要な施設です。
- 今後とも都市公園をはじめ、地域における身近な公園や広場の整備を計画的に進めるとともに、既存の公園・緑地を結ぶ水と緑のネットワークを形成する必要があります。
- 道路をはじめ、市街地内の緑化を市民との協働によって、推進する必要があります。

都市公園の現況

区分	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	都市緑地	緑道	広場公園	総数
公園等の数	45	2	1	1	1	2	6	1	59
面積	9.18ha	2.28ha	8.20ha	10.07ha	6.40ha	0.50ha	1.39ha	4.91ha	42.93ha

資料：建設部都市計画課（平成22年7月31日現在）

基本方針

- ◆全市的な配置バランス等を考慮し、身近な公園や広場の計画的な整備を推進します。
- ◆既存公園・広場の維持管理の効率化を図るとともに、遊具等の安全確保に努めます。
- ◆既存の公園・緑地や水辺を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図ります。
- ◆市民とともに、水と緑のあふれるまちづくりを推進します。

めざすまちの姿

緑と花に包まれ、やすらぎとうるおいのある暮らしを享受できるまち

めざすまちの姿を達成するための施策

主要施策	概要
公園・広場の整備	▶市民が身近に利用できる公園・緑地の整備促進 ▶雪舟生誕地公園の整備検討
水と緑のネットワーク形成	▶公園・緑地・緑道・河川・幹線道路等を結ぶ水と緑のネットワーク形成 ▶自然歩道・緑道・自転車道等の整備・充実 ▶街路樹等の植栽
維持管理体制の充実	▶遊具等の定期的点検・補修 ▶老朽箇所の計画的修繕 ▶*バリアフリー化の推進 ▶地元住民による維持管理の効率化推進
緑化意識の高揚と緑化の推進	▶緑化に関する啓発 ▶公共施設や道路等の緑化推進 ▶市街地内における緑の確保と保全 ▶緑の募金運動の取組

施策の目標

目標	現状値	中間値 (H25)	目標値 (H27)
住民管理の都市公園数	46か所	50か所	54か所

協働に向けた役割

- 市民 花いっぱい運動や緑化に関するイベントへの参加など
- NPO等 緑化に関するイベントの実施、維持管理への支援など
- 企業等 敷地における緑化の推進など
- 行政 公園・広場等の整備、緑化意識の高揚など

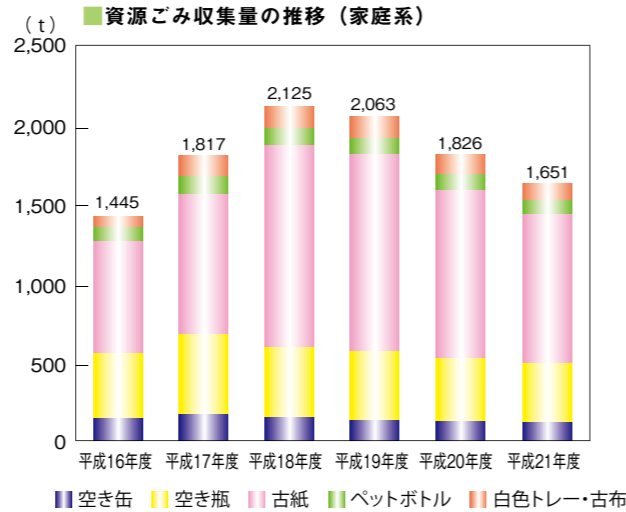
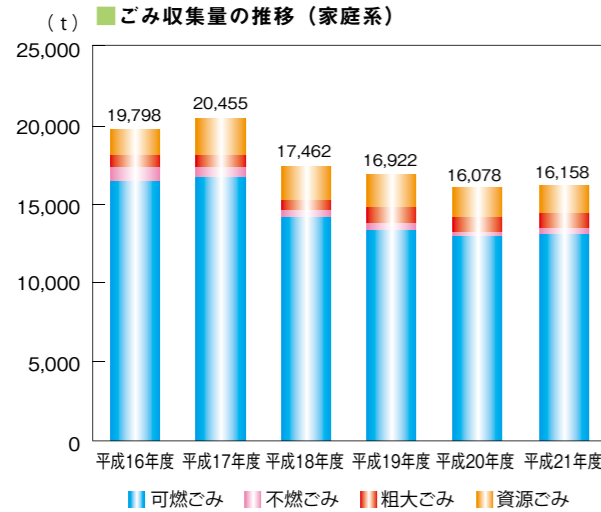
(6) 資源循環型社会

施策の視点

資源循環型社会の構築を目指し、*4Rの推進や廃棄物の適正処理を推進します。

現状と課題

- 本市のごみ焼却は、*総社広域環境施設組合によって行われています。ごみ焼却施設である吉備路クリーンセンターは倉敷市内にあり、その処理能力は日量180tです。
- 焼却された灰は、一般廃棄物最終処分場で埋め立てられますが、その埋立て容量には限りがあることから、現処分場の延命を図るとともに、新処分場の整備が必要です。
- 本市のごみ排出量の推移をみると、可燃ごみや不燃ごみは減少傾向にあります。今後も古紙等の再生可能な資源ごみの分別化を促進するなど、ごみの削減・抑制・再利用・再資源化の4Rを推進する必要があります。
- し尿処理については、総社広域環境施設組合によって、アクアセンター吉備路において行われており、処理工程から発生する汚泥等は、全量が堆肥化されています。今後も、周辺環境に配慮しながら、当該施設の適正な維持管理を図り、効率的なし尿処理を行う必要があります。



資料：市民環境部環境課

基本方針

- ◆資源循環型社会構築のため、ごみの減量化や発生の抑制、再利用や再生利用を図る資源回収等を積極的に推進します。
- ◆家庭ごみの平成17年度対比20%減量を維持するとともに、さらなる減量を目指します。
- ◆ごみを出さないライフスタイルの啓発や産業廃棄物の処理指導の強化を図ります。
- ◆市民の環境美化に対する意識の高揚と環境美化活動を推進します。

めざすまちの姿

ごみの排出を削減し、限りある資源やモノを大切にしている人々が多く住むまち

めざすまちの姿を達成するための施策

主要施策	概要
一般廃棄物の適正処理	▶新最終処分場の整備 ▶分別方法の周知徹底及び普及啓発 ▶資源回収活動への支援 ▶不法投棄の防止 ▶「*SOJAごみ減量サポーター」によるごみ減量運動の展開
環境にやさしい循環型社会の構築	▶*ノーレジ袋とマイバッグ運動の推進 ▶生ごみ処理容器設置の奨励による生ごみの減量化 ▶生ごみの*コンポスト化推進 ▶*リユース事業の推進 ▶雑紙(ぞつがみ)の資源化推進
産業廃棄物の適正処理	▶公共事業での再生資源の活用 ▶指導・監督の強化
し尿の適正処理の推進	▶し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 ▶アクアセンター吉備路の適切な維持管理

施策の目標

目標	現状値	中間値 (H25)	目標値 (H27)
家庭ごみの排出量 平成17年度 (20,455t) 対比	16,158t 21%減	15,400t 25%減	14,400t 30%減

協働に向けた役割

- 市民** ごみ分別の実践, リサイクル推進運動への参加など
- NPO等** リサイクル推進運動のリード, 普及活動など
- 企業等** 廃棄物の発生抑制, 適正処理など
- 行政** *4Rの取組推進, 啓発・普及など先導的役割

3 水とみどりあふれる快適のまちづくり

(7) 環境保全

施策の視点

地球のことを考え、持続可能な社会づくりをめざします。

現状と課題

- 本市では、「豊かな自然とたしかな歴史 いつまでも伝え育むまち」を目指す環境像に掲げて、地球環境保全や生活環境保全に関わる各種施策を推進しています。
- 地球温暖化対策の一環として、電気自動車や*バイオマスストーブの導入、保健センター屋上への太陽光発電装置設置等のほか、太陽光発電システム設置に対する助成制度を導入し、市民の環境保全に対する理解と取組を支援しています。
- 本市における公害の発生状況は、大気質は夏期を中心として*光化学オキシダント情報等を発令することもあります。おおむね良好な状態にあり、騒音・振動も環境基準値以下となっています。しかし、交通の要衝としての発展や都市化の更なる進展による公害発生も懸念されるため、今後も監視体制を強化し、公害の発生防止に努める必要があります。
- 良好な生活環境を維持・充実するため、今後も市民の環境美化に対する意識向上や自主的な清掃活動に対する支援等を行う必要があります。
- 市営斎場・墓地については、適切な維持管理に努めるとともに、火葬炉の更新や墓地の新規整備を図る必要があります。

公害苦情処理件数

公害の種類	個人が原因		事業所が原因		原因者が不明	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
大気汚染	24件	6件	8件	3件	2件	12件
水質汚濁	1件	0件	9件	3件	7件	2件
土壌汚染	0件	0件	0件	0件	0件	0件
騒音	0件	0件	5件	3件	0件	0件
振動	1件	0件	0件	1件	1件	0件
地盤沈下	0件	0件	0件	0件	0件	0件
悪臭	0件	2件	2件	4件	0件	1件
不法投棄	0件	0件	0件	0件	72件	40件

資料：市民環境部環境課

基本方針

- ◆環境への負荷の少ない持続的発展可能な循環型都市づくりを目指します。
- ◆総社の豊かな自然環境と調和するまちづくりを推進します。
- ◆*環境マネジメントシステムの導入推進や、市民一人一人のモラルの向上、環境意識の高揚について積極的に取り組みます。

めざすまちの姿

ふるさとの環境を大切に守り、いつまでも伝え育むまち

めざすまちの姿を達成するための施策

主要施策	概要
環境自治体づくり	▶*総社市環境基本計画実施計画の策定 ▶温室効果ガス削減 ▶*環境マネジメントシステムの拡充と改正省エネ法の遵守 ▶*バイオマスストーブ・電気自動車の導入
環境教育の推進と市民の主体的な取組促進	▶*こどもエコクラブの普及拡大 ▶*環境学校の開催 ▶市民との協働による*グリーンイベントの開催 ▶環境学習機会・場の拡充
生活環境の保全	▶公害発生防止に向けた広報 ▶ペット飼育マナーの向上に向けた啓発 ▶自然環境の保全に配慮した公共工事の実施 ▶清掃活動等についての呼びかけ
公害の防止	▶企業等に対する意識の高揚 ▶新規開発事業における*環境アセスメントの徹底 ▶事業者に対する適切な指導
墓地・斎場の管理	▶新たな墓地の検討 ▶火葬炉の更新などの適正な維持管理

施策の目標

目標	現状値	中間値 (H25)	目標値 (H27)
*ISO認証取得事業所数累計	26	28	30

協働に向けた役割

- 市民** 省資源・省エネルギー等の実践など
- NPO等** 省資源・省エネルギー活動の普及啓発など
- 企業等** 省資源・省エネルギー対策の推進など
- 行政** *新エネルギーの導入、環境自治体づくりへの取組、普及啓発事業の推進など